

国立公文書館における保存・利用の対象

平成16年1月26日
内閣府

(1) 「公文書等」と「行政文書」の定義

「公文書等」

公文書館法(昭和62年法律第115号)第2条

この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。

公文書館法の解釈の要旨(昭和63年6月1日総理府)

「公文書」とは、公務員がその職務を遂行する過程で作成する記録を、「その他の記録」とは、公文書以外のすべての記録をいい、また、これらすべての媒体については、文書、地図、図面類、フィルム(スライド、映画、写真、マイクロ等)、音声記録、磁気テープ、レーザーディスク等そのいかなるを問わないものである。したがって、「その他の記録」には、古書、古文書その他私文書も含まれることになる。

公文書その他の記録は、国又は地方公共団体が保管しているものを指し、国又は地方公共団体であれば、いかなる機関が保管していてもよく、また、他の国又は地方公共団体の機関が作成したものであってもよい。

国立公文書館法(平成11年法律第79号)第2条

この法律において「公文書等」とは、公文書その他の記録(国の機関において現用のものを除く。)をいう。

「行政文書」

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条第2項

この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているもの

『詳解情報公開法』(総務省行政管理局編 平成13年2月28日発行)

「文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)」の解説

行政機関において現に事務及び事業において用いられている記録の形式については、上記の媒体によるもので網羅される。

「文書、図画」は、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図画、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、第二項ただし書きに該当するものを除き、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

国立公文書館法上の
「公文書等」

公文書

立法・司法関係文書

行政文書

古書・古文書

文書・図画

(紙、図面、写真、マイクロフィルム等)

(非現用)

(現用)

電磁的記録

(電子情報、録音テープ、ビデオテープ等)

私文書

(政府要人の日記・書簡等)

いずれも記録の媒体を問わない

(2) 国立公文書館の業務の範囲

国立公文書館が新たに所蔵できる歴史資料は、国立公文書館法第15条に基づき国の機関から移管される公文書等に限られる
国立公文書館の業務として歴史資料の収集を認める規定なし

国立公文書館法第11条により、国立公文書館の業務を限定

第1項

第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること

国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(次号から第5号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと

歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと

歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと

歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと

前各号の業務に附帯する業務を行うこと

第2項

内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第7条に規定する(地方公共団体に対する公文書館の運営に関する)技術上の指導又は助言を行うこと

上記以外の業務を行ったときは、国立公文書館法第14条により、20万円以下の過料

(補足)

次のような国以外の機関あるいは個人が、国の活動をあとづける資料を保有している場合について、国立公文書館が移管、寄贈、購入等の手段により直接収集することを認める規定がない。

独立行政法人

特殊法人

認可法人

地方公共団体

公益法人

民間企業

個人

諸外国の国立公文書館等